

防犯（不審者）対策マニュアル

1. マニュアル策定の目的

事業所内への不審者による侵入、不測の状況などに対処し、利用者や保護者並びに関係者の生命を守るために即座に適切な対応ができるようマニュアルを策定し安全対策を講じることを目的とする。

2. 不審者侵入を防ぐための日頃からの備え

児童の安全を守るために、職員の防犯に対する意識、安全対応能力を向上させ、万が一の事態発生時において対応できるよう安全管理体制の強化を図る。

(1) 施設・管理体制の確認

- ・開所中は玄関、出入口を施錠する。
- ・来訪者には、インターホン等で確認し対応する。
- ・施設内外の死角を把握し、侵入しやすい場所など周辺の危険箇所を確認する。
- ・常に施設設備の安全点検を実施し、破損箇所などのないよう修繕する。
- ・防衛する方法（消火器、テーブル、イス、パーテーションなどの活用）の確認と取り扱いを習熟する。

(2) 組織・連絡体制の確認

- ・年1回、釜石警察署・すくすく親子教室・上中島こども園合同で防犯（不審者）対応訓練を実施する。
- ・避難訓練と同様に対応の仕方や役割など、安全確保のための職員の動きを全職員で確認、共有する。
- ・保護者への緊急連絡体制、連絡方法を職員間で共有する。
- ・併設する上中島こども園との情報の伝達方法を確認、共有する。

(3) 保護者や家族、地域、関係機関等との連携体制の構築

①保護者・家族との連携

- ・通常の送迎者ではない人が迎えに来た場合、必ず保護者に連絡をとり確認する。少しでも不審な点があった場合は応じない。
- ・送迎時に不審者、危険物など発見した場合は、速やかに事業所に通報するように協力を要請する。

②地域・関係機関との連携

- ・地域の学校、中妻地区・小佐野地区生活応援センター、他事業所、警察と連携を図り、不審者に係る地域情報を共有し、危険予知ができるようにする。
- ・不審者情報があった場合、警察によるパトロールを強化してもらう。

3. 基本的事項

(1) 来訪者の対応

- ・アポイントメント済の来訪者の場合は事前に時間、名前等を職員全員に周知する。
- ・アポイントメントなしの来訪者の場合は、インターホンで対応し名前、要件を確認する。
- ・トイレを貸してほしいという来訪者の場合、障がい児支援施設のため面識の

ない人に対してパニック発症などの恐れがあるとお伝えし丁寧に断りする。

- ・職員に面識がなく保護者からも連絡がない状態で、利用児童の迎えに来たと話す来訪者には、来訪者本人・利用児童・保護者の氏名を確認する。その後、職員は保護者へ電話連絡し引き渡しの有無について判断する。来訪者が名乗らないなど返答が曖昧な場合は、引き渡し出来ない旨を刺激しないように丁寧に伝える。
- ・保護者以外の来訪者から、利用児童の情報（事業所利用の有無など）を聞かれた場合には、個人情報観点から回答しない。

(2) 不審者かどうかの判断

不審者とは「敷地内に正当な理由なく侵入してきたもの」のことを言う。以下の手順で不審者かどうか確認する。

①外見を確認

- ・顔の確認が出来ないフルフェイスヘルメットや帽子等をかぶっている、刃物やバットなどの危険を感じるものを持っている、泥酔しているなど明らかな場合は不審者とする。
- ・外見上明らかな不審者を敷地内で確認した場合は、即座に「通報」+「避難」。玄関、出入口の施錠を確認し不審者が事業所内に入れないようにする。

②声かけし要件を伺う

- ・声かけを行う際は、最低でも1~2m離れた位置から行う。
- ・利用児の関係者を名乗る場合は、利用児の名前を尋ね、保護者に連絡し確認する。
- ・業者の場合は目的を確認する。

③他の職員への周知

- ・不審者の疑いのある人物の身長、体格、服装、持っているもの等の特徴を的確に捉え、周囲の職員に知らせるとともに、併設する上中島こども園の職員にも伝え、園内放送を通じて避難の呼びかけ及び不審者の所在を周知し共有する。
- ・状況に応じて、職員間で役割分担する。
①周知する職員 ②避難誘導する職員 ③通報する職員
- ・通報する職員は、こども家庭課（22-5121）へ連絡し状況を報告する。

4. 「通報」+「避難」

来訪者が不審者であった場合は通報し、利用児童の避難を行う。

①通報する。(110番、セキリュティ会社(ボタンを押す))

- ・不審者と判断した場合は周囲にいる職員に通報を依頼する。

②避難し安全確保する。

- ・児童を不審者の目の届かない場所に避難させる。
- ・避難の際は、玄関前を通らない。
※ホールで活動中の場合は、ホールの倉庫前に避難
※教室1または教室2で活動中は、教室1に避難
- ・避難後は、児童・職員の人数を確認する。
- ・室内のカーテンは閉めず、消灯する。玄関ホールに目隠しのパーテーションを設置するとともに木製ラックや大型積み木等でバリケードを設置する。

- ・室内に入られてしまう等、児童に危害の恐れがある場合は、さすまた等を使用し、児童と不審者を引き離す。※さすまたの設置場所を確認しておく。
- ・児童の安全確保に加え、職員自身の安全確保も行う。特に職員1人で対応するのではなく、日頃の不審者対応訓練などを通して様々な場面を想定したうえで、どのように職員間の連携が取れるのかを上中島こども園も含め検討する。

5. 再度の侵入の防御

- ・退去に応じた不審者が再び侵入を試みる可能性があるため、警察が到着するまでは、侵入経路を事務室内のモニター等で監視し、動きが見られる場合は職員間で共有する。

6. 不審者侵入時対応の記録について

- (1) 事実を客観的に把握し、対応、連絡、報告の基礎資料とし、事業所内及び関係機関との情報共有を図ることを目的とする。また、事後の再発防止対策に活用していく。

- (2) 記録の内容

- 不審者の状況（人数、場所、凶器、何をしていたか等）
- 利用児童の状況（負傷者の有無、避難の状況等）
- 事業所の設備等の破損状況
- 職員の対応状況（避難誘導、防御、応急手当等）
- 負傷した職員の状況（だれが、どんな状況か、応急手当等）
- 関係機関への連絡

※記録は、時系列で正確な内容を箇条書きで記載する。

7. マニュアルの閲覧について

防犯（不審者）対策マニュアルは、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように釜石市すくすく親子教室のホームページに公開する。

(附則)

このマニュアルは令和7年4月1日から施行する。